

函 競 事

令和 7 年（2025 年）9 月 12 日

市議会議員各位

競輪事業部長

資料の配付について

このことについて、令和 7（2025）年度函館市自転車競走事業特別会計予算における事業収入のうち車券発売代金が、令和 7 年 9 月 14 日より開催予定の第 9 回無節において、既定予算額を超過することが見込まれ、払戻金などの直接必要とする経費の予算額にも不足が生じるため、令和 7 年 9 月 12 日付けで地方自治法第 218 条第 4 項および函館市特別会計条例第 2 条の規定により弾力条項を適用することといたしましたので、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 令和 7（2025）年度函館市自転車競走事業特別会計の  
弾力条項適用について

## 令和7(2025)年度函館市自転車競走事業特別会計の弾力条項適用について

- 令和7(2025)年度函館市自転車競走事業特別会計予算について、事業収入のうち車券発売代金の既定予算額は、34,800,000千円ですが、年間開催日数63日のうち、42日終了した令和7年8月17日時点での実績額が、32,301,523千円に達しており、今後の見込額を加えると、車券発売代金決算見込額は、43,300,000千円となります。

このまま推移すると、第9回無節（9月14日～16日）において、既定予算額を超過し、払戻金などの直接必要な経費も増となり、歳出予算に不足を生じるため、令和7年9月12日付けで地方自治法第218条第4項および函館市特別会計条例第2条の規定（資料）により弾力条項を適用することとし、適用にあたっては、車券発売代金決算見込額に基づき、既定の歳入歳出予算額34,866,220千円に8,500,000千円を増額し、弾力条項適用後の歳入歳出予算の総額を43,366,220千円とするものであります。

- 弾力条項適用内訳

歳 入		(単位：千円)	
事 項 名	既定額	弾 力 条 項 適用額に係る 財 源 充 当 額	計
車券発売代金増	34,800,000	8,500,000	43,300,000
函館本場	(210,271)	(28,283)	(238,554)
競輪公式投票	(5,713,522)	(△616,283)	(5,097,239)
重勝式投票	(67,144)	(△19,386)	(47,758)
臨時場外	(28,809,063)	(9,107,386)	(37,916,449)
弾力条項を適用されなかつた事項に係る額	66,220		66,220
歳 入 合 計	34,866,220	8,500,000	43,366,220

歳 出		(単位：千円)	
事 項 名	既定額	弾力条項 適用額	計
開催業務等委託料（債務負担行為分）増	908,336	371,195	1,279,531
臨時場外車券売場開設経費増	3,652,076	1,557,339	5,209,415
競輪振興法人交付金増	737,471	196,466	933,937
払戻金増	26,058,240	6,375,000	32,433,240
弾力条項を適用されなかつた事項に係る額	3,510,097		3,510,097
歳 出 合 計	34,866,220	8,500,000	43,366,220

○ グレード別売上実績・見込額

G I (オールスター競輪)

(単位：千円)

区分	既定額 A	実績額 6日間 B	見込額 C	計 $D = B + C$	増減額 $E = D - A$
函館本場	122,210	143,134		143,134	20,924
競輪公式投票	2,720,230	2,425,974		2,425,974	△ 294,256
重勝式投票	6,600	8,665		8,665	2,065
臨時場外	11,150,960	13,321,184		13,321,184	2,170,224
合計	14,000,000	15,898,957		15,898,957	1,898,957

F I ナイター

(単位：千円)

区分	既定額 A	実績額 9日間 B	見込額 9日間 C	計 $D = B + C$	増減額 $E = D - A$
函館本場	58,200	32,274	36,210	68,484	10,284
競輪公式投票	1,437,750	615,299	689,200	1,304,499	△ 133,251
重勝式投票	20,250	5,873	6,750	12,623	△ 7,627
臨時場外	6,583,800	4,827,140	5,404,973	10,232,113	3,648,313
合計	8,100,000	5,480,586	6,137,133	11,617,719	3,517,719

F II ナイター

(単位：千円)

区分	既定額 A	実績額 9日間 B	見込額 6日間 C	計 $D = B + C$	増減額 $E = D - A$
函館本場	29,861	15,236	11,700	26,936	△ 2,925
競輪公式投票	517,694	232,196	178,710	410,906	△ 106,788
重勝式投票	16,818	3,956	3,020	6,976	△ 9,842
臨時場外	3,135,627	2,201,080	1,693,692	3,894,772	759,145
合計	3,700,000	2,452,468	1,887,122	4,339,590	639,590

F II ミッドナイト

(単位：千円)

区分	既定額 A	実績額 18日間 B	見込額 6日間 C	計 $D = B + C$	増減額 $E = D - A$
函館本場					
競輪公式投票	1,037,848	707,512	248,348	955,860	△ 81,988
重勝式投票	23,476	14,438	5,056	19,494	△ 3,982
臨時場外	7,938,676	7,747,562	2,720,818	10,468,380	2,529,704
合計	9,000,000	8,469,512	2,974,222	11,443,734	2,443,734

総計

(単位：千円)

区分	既定額 A	実績額 42日間 B	見込額 21日間 C	計 $D = B + C$	増減額 $E = D - A$
函館本場	210,271	190,644	47,910	238,554	28,283
競輪公式投票	5,713,522	3,980,981	1,116,258	5,097,239	△ 616,283
重勝式投票	67,144	32,932	14,826	47,758	△ 19,386
臨時場外	28,809,063	28,096,966	9,819,483	37,916,449	9,107,386
合計	34,800,000	32,301,523	10,998,477	43,300,000	8,500,000

## ○函館市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。

（3）自転車競走事業特別会計                   自転車競走事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第3号に掲げる特別会計については、地方自治法第218条第4項の規定を適用することができるものとする。

## ○地方自治法

(補正予算、暫定予算等)

第218条第4項 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

## ○地方自治法施行令

(弾力条項の適用できない経費)

第149条 地方自治法第218条第4項に規定する政令で定める経費は、職員の給料とする。